

交付申請に必要な書類のチェックリスト

No.	提出書類	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	第1号様式 補助金交付申請書	【必須】	
2	購入予定防災備蓄資器材の見積書	【必須】 購入予定防災備蓄資器材の内訳が明確なもの ※1	
3	購入予定防災備蓄資器材の内容が確認できる資料	【必須】 カタログの写し等※2	
4	建物の登記事項証明書等（全部事項）の写し	【必須】 交付申請日前6か月以内に取得したもの。原則として代表者の登記事項証明書の写し。 ※3	
（補助対象者が管理組合の場合、【必須】）			
5	対象登録マンションの区分所有者を代表する立場であることを確認できる書類	代表者選任についての議事録等※4	
6	本補助金を申請する旨の意思決定が確認できる書類	意思決定についての議事録等※5 過去に本補助金の交付を受けている場合は、再申請する旨の意思決定が確認できるもの。	
（地域連携分 補助率 10/10 上限 150 万円の補助に申請の場合、【必須】）			
7	登録マンションと町会等の連携が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度や助成制度の申請書（必要に応じて添付図書等も含める。）及び決定（承諾）書※6 ・認定制度の申請書（必要に応じて添付図書等も含める。）及び認定書※7 ・登録マンションと町会等と地元自治体との防災協定書など※7 	
8	登録マンションと町会等の位置関係が分かる書類	登録マンションの位置と町会等の区域を示した地図等	
9	第2号様式 合同防災訓練計画書		
（交付申請手続きを手続き代行者に委任する場合、【必須】）			
10	委任状	参考様式あり	
11	印鑑証明	委任状の（申請者）の印影と同じもの 交付申請日前6か月以内に取得したもの	
上記のほか、確認に必要な書類の提出を追加で依頼する場合がございます。			

次頁の注意事項もご確認ください。

※1 ネットショッピングでも見積書の発行をお願いします。宛先は、分譲マンションの場合はマンション管理組合等、賃貸マンションの場合は所有者の名前としてください（「補助金申請の手引き」をご参照ください。）。補助金交付申請書（第1号様式）等に記載する「防災備蓄資器材項目名」には、別表第1に掲げる名称とともに、見積書の商品名を記入してください。（「様式の記入例」をご参照ください。）

申請から交付決定までは手続きの時間がかかります。資器材の購入時まで見積期限が有効となる、十分な見積期限のある見積を貰ってください(1か月以上)。見積期限が切れている場

合や、実績報告時に金額が1円でも変更となっている場合は、別途書類の提出をお願いする場合があります。

金額に疑義がある場合、見直しをお願いする場合がございます。

- ※2 防災備蓄資器材の商品概要がわかるカタログ等（ネットショッピングの掲載内容でも可）を提出してください。
- ※3 建物名が確認できない場合、追加で建物の所在を確認できる書類（ブルーマップなど）の提出を依頼する場合がございます。
- ※4 以下のような記載のある議事録（署名のあるもの）を提出してください。

（例） ○の例 第▽▽期の役職を決定した。

理事長 ○○○号室 とどまる 太郎

×の例 〈補助金申請者が代表者であることが確認できない例〉

第▽▽期の理事を決定した。

理事 ○○○号室 とどまる 太郎

理事 □□□号室 青川 次郎

- ※5 以下のような記載のある議事録（署名のあるもの）を提出してください。

（例） ○の例 ○東京とどまるマンション普及促進事業に申請し、防災備蓄資器材を購入することを決定した。

○東京とどまるマンションの補助金を使ってエレベーターチェアを購入することについて、承認した。

○とどまるマンションの助成金について、手続を行うこととし、防災資機材を購入する。

○とどまるマンションの登録と資器材補助金を申請することとした。

○東京都の補助金を使い、防災備蓄資機材を購入することを承認した。

（過去に補助金の交付を受けていて、再申請の場合）

○令和5年度に東京とどまるマンションの補助金を使ってエレベーターチェアを購入した。このたび、追加の防災備蓄資器材購入のため、再度申請を行うことを承認した。

×の例 〈東京とどまるマンション普及促進事業を申請することが読み取れないもの〉

×補助金を使用することを決定した。

とどまるマンション普及促進事業、防災資機材の補助金 などと記載してください。

×とどまるマンションの登録を進めることとした。

登録と補助は別の手続きです。

×資器材の購入を行うこととした。

購入を意思決定したことは、補助金申請の意思決定になりません。

×とどまるマンション普及促進事業の利用を検討することとした。

利用の検討は、補助金申請の意思決定になりません。

※6 2023年4月以降に交付決定（承諾）を受けたものに限りませす。

※7 有効期間があるものについては、合同防災訓練実施まで有効なものに限りませす。